

伊勢崎市個人情報保護審査会

(答申第3号)

◆ 諮問第4号 伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について

答 申 書

1 審査会の結論

法令等の改正に伴い条文の整備を図るものであり、かつ、改正後においても個人情報の取扱いに変更は生じないものであることから、本改正案の内容は妥当であると判断する。

2 改正の理由

統計法等の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの

3 改正の背景

(1) 統計法等に係る個人情報の取扱い

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）並びに群馬県統計調査条例（昭和 33 年群馬県条例第 17 号）に基づく統計調査等によって集められた個人情報は、個人が識別されない形で処理及び使用されていることや、統計法等において目的以外の使用の禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められているなど、個別の保護措置が講じられている。

そこで、伊勢崎市個人情報保護条例では、第 41 条第 1 項において、統計法及び統計報告調整法並びに群馬県統計調査条例に規定する統計調査等に係る個人情報については、伊勢崎市個人情報保護条例「第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護」の規定を適用しないこととしている。

(2) 統計法等の全部改正

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置、指定統計等の用語の改正等を内容とする統計法及び群馬県統計調査条例の全部改正が行われるとともに、統計報告調整法の廃止が行われた。

※ 平成 21 年 4 月 1 日に全面施行

4 改正の概要

伊勢崎市個人情報保護条例第 41 条第 1 項に規定する条例第 2 章の規定が適用されない個人情報について、改正後の統計法等に沿った条文の整備を図るもの